

(趣旨)

第1 「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」及び「三重県食の安全・安心確保基本方針」(以下「基本方針」という)に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、「三重県食の安全・安心確保推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 推進会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 基本方針の策定及び変更に関すること
- (2) 食の安全・安心確保にかかる施策の推進に関すること
- (3) その他食の安全・安心確保の推進に関すること

(組織)

第3 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、推進会議の事業全般を総括し、本会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時等は、その職務を代理する。

(会議)

第4 推進会議は、委員長が招集し、議長は委員長が務める。

- 2 委員長は、必要に応じて、副委員長、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 3 委員長は、推進会議で審議した事項について、必要に応じて部長会議等に審議を求めることができる。

(幹事会)

第5 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進会議の所掌事務について協議調整を行う。
- 3 幹事会は、座長、副座長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、座長が招集し、議長は座長が務める。
- 5 座長は、前項に定める者のほか、必要と認めた者に幹事会への出席を求めることができる。

(専門部会)

第6 食の安全・安心に関して専門的に検討する必要があると認める場合には、推進会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

(地域推進会議の設置)

第7 食の安全・安心確保のための総合行政を地域において推進するため、各農林水産(農政・農林)事務所単位に地域推進会議をそれぞれ置く。

- 2 地域推進会議について必要な事項は、別途定めるものとする。

(危機発生時の対応)

第8 食の安全・安心に関する危機が発生した場合は、三重県危機管理計画に基づき対応する。

(事務局)

第9 推進会議の事務局は、農林水産部農産物安全・流通課に置く。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に

定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 19 年 5 月 11 日に改正する。
- 3 この要領は、平成 19 年 5 月 22 日に改正する。
- 4 この要領は、平成 20 年 7 月 22 日に改正する。
- 5 この要領は、平成 21 年 4 月 15 日に改正する。
- 6 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日に改正する。
- 7 この要領は、平成 24 年 8 月 1 日に改正する。
- 8 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日に改正する。
- 9 この要領は、平成 27 年 7 月 1 日に改正する。
- 10 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日に改正する。
- 11 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日に改正する。
- 12 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日に改正する。
- 13 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日に改正する。
- 14 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日に改正する。
- 15 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日に改正する。
- 16 この要領は、令和 4 年 12 月 23 日に改正する。
- 17 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日に改正する。

別表－1

<推進会議構成員>

役 職	構 成 員
委員長	危機管理統括監
副委員長	医療保健部長
	農林水産部長
委員	防災対策部長
	総務部長
	環境生活部長
	雇用経済部長
	教育長

別表－2

<幹事会構成員>

役 職	構 成 員
座長	農林水産部 農産振興担当次長
副座長	防災対策部 危機管理副統括監 医療保健部 次長
幹事	防災対策部 危機管理課長
	総務部 総務課長 同 広聴広報課長
	医療保健部 医療保健総務課長 同 健康推進課長 同 食品安全課長 同 薬務課長
	環境生活部 暮らし・交通安全課長
	農林水産部 農林水産総務課長 同 フードイノベーション課長 同 担い手支援課長 同 農産物安全・流通課長 同 農産園芸課長 同 畜産課長 同 森林・林業経営課長 同 水産振興課長
	雇用経済部 県産品振興課長
	教育委員会事務局 保健体育課長